

令和2年度新規参入・就農促進等調査業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和2年6月

双葉町農業振興課

第1 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、令和2年度新規参入・就農促進等調査業務を委託するにあたり、業務に対する意欲があり、技術的能力等が優れた事業者を受託候補者として選定するため実施するものであり、本要領により必要な事項を定める。

第2 事業概要

(1) 委託業務名称

令和2年度新規参入・就農促進等調査業務委託

(2) 業務内容

「令和2年度新規参入・就農促進等調査業務委託仕様書（プロポーザル実施時点）」のとおり

(3) 契約上限額

45,838千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(4) 契約期間

委託契約締結日から令和3年2月26日まで

第3 プロポーザル実施スケジュール

(1) 公告(公募開始)	令和2年6月9日(火)
(2) 質問書提出期限	令和2年6月16日(火)
(3) 質問への回答期限	令和2年6月18日(木)
(4) 参加申込書提出期限	令和2年6月24日(水)
(5) 企画提案提出期限	令和2年7月1日(水)
(6) 企画提案の審査(プレゼンテーション)	令和2年7月7日(火)
(7) 審査結果通知	令和2年7月10日(金)

第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、本業務に参画する意欲があり、公益に資する意思を持って業務にあたるとともに、以下の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 双葉町暴力団排除条例（平成26年条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者が経営、運営に関係していないこと。
- (4) 過去3年間に自治体等の本業務に技術上類似する役務の提供等の業務実績を有し、且つ、確実に履行できる者であること。
- (5) 租税（国税、地方税）を完納していること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

第5 参加申し込み

(1) 参加申込書の提出

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり公募型プロポーザル参加申込書及び関係書類を提出すること。

- ①公募型プロポーザル参加申込書（様式第1）
- ②事業者概要及び過去3年間の主な類似業務の実績（様式第1-1）
- ③決算書の写し（直近事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書））
- ④納税証明書（国税：納税証明書（その3）、地方税：都道府県民税及び市区町村民税に未納がないことの証明）

(2) 提出期限

令和2年6月24日（水） 必着

(3) 提出部数

1部

(4) 参加の辞退

参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに事務局に連絡するとともに、書面（任意様式）で通知すること。

第6 質問及び回答

(1) 提出方法

公募型プロポーザルに関する質問書（様式第2）により、事務局あて電子メールで送付すること。（なお、件名は「【質問】令和2年度新規参入・就農促進等調査業務」とし、送信後は必ず事務局に確認の電話連絡を行うこと。）

※質問は、1事業者1回限りとする。

(2) 提出期限

令和2年6月16日（火） 正午まで

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和2年6月18日（木）に、町ホームページで公表する。（個別の回答は行なわない。）なお、口頭及び電話での質問には原則応じない。（事務局において軽微と判断したものを除く。）

第7 企画提案

(1) 企画提案提出書の提出

次の書類を事務局あて持参又は郵送により提出すること。なお、提案書類は、下記第8及び第9に示す作成要領に基づき作成すること。

①企画提案提出書（様式第3）

ア 業務実施方針・実施フロー・工程表（様式3-1）

イ 業務実施体制（様式3-2）

ウ 配置予定技術者（管理技術者）の同種・類似業務実績等（様式3-3）

エ 企画提案書（様式3-4）

②見積書（任意様式）

③履歴事項全部証明書（直近3か月以内のもの）

④定款又は寄付行為の写し（直近3か月以内のもの）

⑤暴力団及び暴力団員等に該当しない旨の誓約書（様式4）

(2) 提出期限

令和2年7月1日(水) 午後5時必着

(3) 提出部数

①～② 9部(正本1部及び副本8部)

③～⑤ 1部(正本1部)

第8 企画提案書作成要領

(1) 企画提案書に記載する項目

仕様書に基づき、次の順序に沿って作成すること。

①業務の実施方針

②本業務の実施体制

③本業務のスケジュール(作業工程)

受託から報告書の作成までを想定し、業務の打ち合わせや実行スケジュールについてわかりやすく記載すること。

④本業務の取組内容

双葉町の農業再生、農地利用の促進、新たな担い手の確保等課題解決に向けて、企業参入促進及び新規就農者支援に必要な体制・制度の検討を行うに当たり、実効性・具体性のある取組みであること。また、県やJA等関係機関・団体との連携等により事業効果が高められるよう配慮すること。

⑤その他追加提案等

事業者の持つ技術やノウハウを効果的に利活用した提案事項などで、実現可能なものがあれば積極的に提案すること。ただし、今回の事業費の範囲内で実現できる内容に限る。

(2) 留意事項

①提出された書類は提出期限までは原則改変できることとする。ただし、改変しようする場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出期限までに提出すること。この場合、改変後書類の提出時を受け付け順とする。

②提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は原則認めない。ただし、組織変更等やむを得ない場合の業務実施体制の変更については可とする。

③企画提案書の内容は、後述の評価基準に照らし、極力簡潔なものとする。ただし、略語や専門用語には注釈をつける等、わかりやすい提案書作成に努めること。

④企画提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容にすること。

⑤企画提案書は、日本産業規格(JIS)A4版の両面印刷(A3版をA4サイズに折

り込むことも可とするが、片面2頁としてカウントする)とし、全体で30ページ以内とすること。また、文字サイズは12ポイント以上のフォントサイズとすること。

第9 見積書作成要領

- (1) 仕様書に基づいた契約期間内に生じるすべての費用を見積もること。
- (2) 各工程単位で費用、工数(人日)などを明記した積算設計内訳書を作成すること。
- (3) 費用算出にあたり見積条件等がある場合は、その内容を明記すること。

第10 審査・評価及び契約候補者の選定

(1) 審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、町が設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査する。総合得点が満点の6割以上の提案者の中から、最高点をつけた委員数が最も多い提案者を委託候補者(単独随意契約候補者)として選定する。最高点をつけた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、審査委員会において協議の上で委託候補者を選定する。(審査基準は下記参照)

なお、企画提案が1者の場合は、総合得点が満点の6割以上であり、履行能力があると認められた場合、当該提案者を委託候補者として選定する。

また、下記(2)に示す失格事項等に該当するものがある提案者は審査の対象外とし、評価は行わないものとする。

(2) 失格事項等

- ①提出された書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- ②参加資格要件を欠く場合
- ③見積価格が提案上限額を超える提案を行った場合
- ④提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤本実施要領等に記載のある必要事項を満たしていない場合
- ⑥同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- ⑦選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(3) 審査委員会

①開催日

令和2年7月7日(火) 予定 ※決定後に別途連絡する。

②事業者によるプレゼンテーション

ア 1事業者あたり2名の出席とする。

イ 1事業者あたりの持ち時間は、プレゼンテーション及び審査委員との質疑応答を合わせて30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とし、後日指定する時間割により事業者ごとに実施する。

ウ 事前に提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は認めない。

③審査基準

審査項目及び評価の視点は次のとおりとする。

審査項目	評価の視点
企画提案内容	
理解度、意欲	<input type="checkbox"/> 業務の目的や内容を十分に理解して提案しているか <input type="checkbox"/> 当町の農業課題に係る適切な現状分析ができているか <input type="checkbox"/> 意欲的な提案となっているか
企画提案の 具体性、確実性	<input type="checkbox"/> 想定する業務内容に対して、具体的な手法が提案され、実現性が高い提案となっているか
企画提案の 独創性	<input type="checkbox"/> 仕様書に記載された業務内容以外に、有する技術やノウハウを活かした提案があり、成果が見込めるものであるか
業務遂行能力	
スケジュール	<input type="checkbox"/> 業務を円滑に実施できるフローや工程であるか
実施体制	<input type="checkbox"/> 業務を確実かつ円滑に遂行する体制（人数・専任性・機動性・フォロー体制）が確保されているか <input type="checkbox"/> 配置予定技術者は本業務と類似の業務実績を有している <input type="checkbox"/> 農業施策に関して総合的な知見を有しているか
経費の合理性	<input type="checkbox"/> 企画提案に対し、費用は適正なものとなっているか

④評価方法

各審査委員が審査項目ごとに評価を行い、総合得点を算出する。

⑤その他

審査委員会は非公開で行う。

(4) 結果の公表

審査結果（選定結果）については、全ての提案者に対し、令和2年7月10日（金）までに書面で通知する。なお、審査・選定結果に関する質問については応じない。

第 1 1 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルにより選定した委託候補者を相手方とし、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。

①契約書及び仕様書の確定

契約にあたっては、選定した委託候補者と協議を行い、提案内容を基本に全ての内容を再確認し、追加で実施する事項などを明確化するとともに、必要により仕様の修正・追加を行ったうえで契約書及び仕様書を確定する。したがって、委託候補者の選定をもって、提案内容を承認するものではない。

②契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき確定した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認のうえ決定する。

(2) 支払い条件

業務完了時の一括払いを基本とする。ただし、詳細は契約締結時に協議のうえ決定するものとする。

第 1 2 申請書等の配布

公募申請受付期間、双葉町公式ホームページに掲載する。(ダウンロードして使用のこと。)

第 1 3 その他

(1) 本プロポーザルに係る書類作成及び提出に要する経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 提出書類は審査に必要な場合、複製を作成する場合がある。

(4) 本プロポーザル及び本業務において知り得た情報について、第三者に漏らし、若しくは本プロポーザル及び本業務手続き以外の目的に供し、又は無断で使用することを禁止する。

(5) 審査結果に対する異議は一切認めない。

(6) 電子メール等の通信事故、及び書類等の郵送・配送の途中の事故（郵送・配送の遅延を含む。）については、本町はいかなる責任を負わない。

(7) 本件業務委託において受託者が談合その他不正行為にかかわった事実が発覚した場合、

または受託者の役員等が贈賄等で逮捕され社会的影響が大きいと本町が判断した場合は、契約締結後であっても契約を解除する場合がある。

第14 事務局

本プロポーザルの実施に係る事務局は、以下のとおりとする。

双葉町農業振興課

〒974-8212 いわき市東田町二丁目19-4 双葉町いわき事務所内

TEL:0246-84-5214 FAX:0246-84-5212

E-mail:nougyo-s@town.futaba.fukushima.jp